

新たに登録されることになる文化財一覧

No.	名称	所在の場所	構造形式	建設年代／改修年代	登録基準
1	金剛峯寺六角経蔵	伊都郡高野町大字高野山 152-1	鉄筋コンクリート造 二階建、銅板葺	昭和7年(1932)	二
2	金剛峯寺鐘楼	伊都郡高野町大字高野山字本中院谷 152-1	鉄筋コンクリート造、銅瓦葺	昭和33年(1958)	二
3	金剛峯寺浄水所	伊都郡高野町大字高野山字本中院谷 152-1	鉄筋コンクリート造、銅瓦葺	昭和33年(1958)	二
4	旧万忠金物店店舗	有田郡湯浅町大字湯浅字道町 771	木造三階建、鉄板葺	大正3年(1914)頃／昭和前期・令和6年改修	一
5	興国寺法堂	日高郡由良町大字門前字三光坪 801-7	木造平屋建、瓦葺	寛政9年(1797)	二
6	興国寺坐禅堂	日高郡由良町大字門前字三光坪 801-7	木造平屋建、瓦葺	江戸後期／江戸末期増築、昭和59年(1984)改修	一
7	興国寺開山堂	日高郡由良町大字門前字三光坪 801-7	木造平屋建、瓦葺	文政6年(1823)頃	二
8	興国寺方丈	日高郡由良町大字門前字三光坪 801-7	木造平屋建、瓦葺	元禄11年(1698)／天保9年(1838)増築	二
9	興国寺大門	日高郡由良町大字門前字三光坪 801-7	木造、瓦葺	昭和13年(1938)／平成9年移築	二

登録有形文化財（建造物）とは

文化財登録制度は、近代を中心とする多くの様々な文化財を保護するため、平成8年の文化財保護法改正によって導入された。許可制を基本とする指定制度に対し、届出制による緩やかな保護制度で、登録により規制に強く縛られることはなく、建造物の多様な活用を行いやすいことが特徴である。原則として建設後50年を経過した建造物のうち、一定の評価※を得たものが対象となり、全国で既に14,000件を超える建造物が登録されている。

※登録基準

- (一) 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- (二) 造形の規範となっているもの
- (三) 再現することが容易でないもの

こんごうぶじ
金剛峯寺 3件

(No. 1~3)

高野山は和歌山県北東部の山々に囲まれた盆地上に位置し、全域が金剛峯寺の境内地であり、その中心となる伽藍は「壇上伽藍」と称されている。金剛峯寺六角経蔵はこの壇上伽藍内に建つ経蔵で、伽藍の中心となる金堂こんどうの南西に位置する。二重の六角経蔵で、昭和7年（1932）に竹中工務店の設計施工で再建された。鉄筋コンクリート造を主構造としながら、壁や軒は木造とする混構造である。回転させることで経典を読経した功德を得るとされる大鉄輪を備え、参拝者は把手（取っ手）で押して鉄輪を回転させることができる。壇上伽藍にふさわしく伝統的で整った形姿の経蔵である。

鐘楼と浄水所は、高野山開創1150年記念大法会の事業の一環として昭和33年（1958）に建てられた。

鐘楼は金堂の南東に位置し、高野四郎の名で親しまれる大鐘を吊る。鉄筋コンクリート造で、高い基壇上に建ち、四方を吹き放しに造る。設計施工は株式会社あめりか屋である。金堂や根本大塔と調和するよう細部には復古的な意匠を採用する。軒まわりを華やかに造り、軒の出を深く取った堂々とした姿の鐘楼である。

浄水所は壇上伽藍東端の蛇腹道じゃばらみち沿いに位置し、純白の外観が目を引く鉄筋コンクリート造の手水舎である。参道から南面に張り出した基壇上に建ち、四方を吹き放しに造り、中央に水盤を据える。正面を除く三方には、直線を基調とした高欄たかね様の金属製手摺を建てる。簡明な造りながら要所に装飾を施し、壇上伽藍に相応しい意匠にまとめられた規模の大きな手水舎である。



六角経蔵



鐘楼



浄水所

きゅうまんちゅうかなものてんてんぼ
旧万忠金物店店舗 1件

(No. 4)

旧万忠金物店は湯浅市街地の中央付近、道町筋どうまちすじと称される旧熊野街道の西側に所在し、上野家が万忠の屋号で代々金物の卸売りを行ってきた。店舗は大正3年（1914）頃に建設されたと伝える木造鉄板葺（元瓦葺）の町家で、建設時には湯浅では初の木造3階建であったとされる。正面外観は各階境に庇を設け、2・3階壁面は連続窓を構えた開放的な構成で黒漆喰塗とする。1階は店舗兼事務所、2階は居室及び座敷とし、3階は商品用の倉庫に造る。旧万忠金物店店舗は歴史的風致の色濃い湯浅の旧街道沿いにあって、歴史的景観の形成に寄与している。



興国寺は鷲峰山を山号とし、古くから関南第一禅林と称される禅宗の古刹である。鎌倉幕府三代将軍源実朝の菩提を弔うために建てられた西方寺が前身とされる。後に法燈国師を開山に迎えて宗旨を禅宗に改め、最盛時には多くの末寺を数えた。天正13年（1585）羽柴秀吉の紀州征伐によって堂塔を焼失するも、近世に紀州藩の支援も受け、次第に伽藍を復興させた。

興国寺は軸線上に諸堂を並べる禅宗寺院らしい伽藍配置を持つ。法堂は本堂や仏殿とも呼ばれる、雄大な姿の禅宗仏殿である。境内の中心に建ち、寛政9年（1797）に再建された。二重の入母屋造で、屋根正面には軒唐破風を付し千鳥破風を飾る。内部は瓦の四半敷とし、中央部分の上部一面には龍を描いた天井を張り、壮麗な空間を形成する。

坐禅堂は禅宗における修行僧である雲水が坐禅を修する場で、法堂の北側に建つ。入母屋造の前堂に切妻造の後堂が丁字型に取り付く。内部は瓦の四半敷とし、一室からなる。前堂の両脇間には坐禅のための畳敷きの単を設ける。軸線上に建ち、禅宗寺院らしい景観の形成に寄与している。

開山堂は伽藍最奥の高台に建ち、坐禅堂北側の登り廊に接続する。法燈国師を祀る霊廟であり、堂内には重要文化財の木造法燈国師坐像を安置する。宝形造、瓦葺の三間堂で、文政6年（1823）頃に建てられた。小規模ながら組物や軒などが華やかかつ上質な造りで聖域としての威厳を示す。

方丈は法堂東側に庫裏と並んで建つ書院建築で、開山400年忌の元禄11年（1698）に再建された。木造平屋建、瓦葺で、庫裏との間には玄関を構える。六室を並べる典型的な方丈の構えになり、背面側中央に仏間を設ける。規模が大きく重厚な外観は法堂とともに伽藍景観の要となっている。

大門は南北に長い伽藍の南端参道入口に建つ、切妻造、瓦葺の四脚門である。現在的大门は昭和13年（1938）に再建され、平成9年に現在地より南400mの位置から移築された。総ケヤキ造で各部に装飾彫刻を施した比較的大ぶりの門であり、古刹の正門としての風格をたたえる。

なお、これら5件の建造物は由良町初の登録有形文化財（建造物）となる。



法堂



開山堂



坐禅堂



方丈



大門